

労働基準法違反の疑いで書類送検

～3か月分の賃金を支払わなかつた疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 山本祥喜）は、令和8年1月5日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

野田工業代表者（個人事業主）
(所在地：愛知県名古屋市千種区新西 事業内容：建設業)

2. 被疑条文

労働基準法第24条（賃金の支払）
労働基準法第120条第1号（罰則）

3. 被疑内容

労働基準法では、労働者に対し、毎月1回以上、一定の期日を定めて、賃金の全額を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者は労働者1名に対する令和5年2月分から同年4月分までの定期賃金 975,000 円を、それぞれの所定支払日に支払わなかつた疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

第 24 条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第 89 条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（罰則）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、第 23 条から第 27 条まで（中略）の規定に違反した者
(以下、略)